

議案第 103 号

三朝町職員の給与に關する條例(昭和二十八年三朝町條例第二十五号)の一部を
次のように改める

昭和二十九年九月三十日提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和二十九年九月三十日議決

三朝町議會議長 天野 幸



三朝町職員の給与に關する条例改正條例

第二十四條の次に加ふる

(休職者の給与)

第二十五條 職員が公務上負傷し又は疾病にかゝり地方公務員去券二十八條第二項第一号に掲げる事由に該當して休職せられたときはその休職の期間中に

1. 職員が前項以外の心身の故障により休職にせられたときはその休職の期間

2. 職員が前項以外の心身の故障により休職にせられたときはその休職の期間

3. 職員が前項以外の心身の故障により休職にせられたときはその休職の期間

4. 休職中はこの条例に掲げる諸手当は支給しない

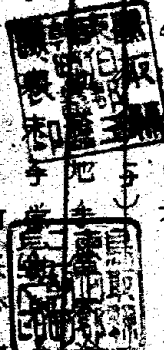
第二十六條 地方公務員特別勤務手当超過勤務手当夜勤手当

第二十七條 地方公務員特別勤務手当超過勤務手当夜勤手当

第二十八條 地方公務員特別勤務手当超過勤務手当夜勤手当

第二十九條 地方公務員特別勤務手当超過勤務手当夜勤手当

第三十條 地方公務員特別勤務手当超過勤務手当夜勤手当



第二十五條とあるを第二十六條と改める

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和二十九年一月一日より適用する